

令和八年六月十九日（金曜日）午前十時零分 開議

議事日程第二号

令和八年六月十九日（金曜日）午前十時開議

- 第一 議第六十九号 令和八年度山形県一般会計補正予算（第二号）
- 第二 議第七十号 令和八年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）
- 第三 議第七十一号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四 議第七十二号 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五 議第七十三号 山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第六 議第七十四号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 議第七十五号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第八 議第七十六号 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第九 議第七十七号 山形県防災基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十 議第七十八号 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十一 議第七十九号 庄内海岸林応援基金条例の設定について
- 第十二 議第八十号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十三 議第八十一号 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十四 議第八十二号 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十五 議第八十三号 山形県漁業監視調査船代船建造工事請負契約の締結について
- 第十六 議第八十四号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第十七 議第八十五号 交通事故に基づき生じた損害賠償の和解について
- 第十八 議第八十六号 山形県公立大学法人定款の一部変更について
- 第十九 議第八十七号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて
- 第二十 議第八十八号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第十号）の専決処分の承認について
- 第二十一 議第八十九号 令和八年度山形県一般会計補正予算（第一号）の専決処分の承認について
- 第二十二 議第九十号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について
- 第二十三 議第九十一号 公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の認可についての専決処分の承認について
- 第二十四 議第九十二号 山形県公安委員会委員の任命について
- 第二十五 議第九十三号 山形県人事委員会委員の選任について
- 第二十六 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第二号に同じ。

出席議員（四十二名）

- 一 番 石 川 渉 議員
- 二 番 佐 藤 寿 議員
- 三 番 齋 藤 俊一郎 議員
- 四 番 橋 本 彩 子 議員
- 五 番 松 井 愛 議員
- 六 番 石 川 正 志 議員
- 七 番 小 松 正 和 議員
- 八 番 阿 部 恭 平 議員

九	番	鈴	木	学	議員
十	番	伊	藤	香	織 議員
十一	番	関		徹	議員
十二	番	江	口	暢	子 議員
十三	番	阿	部	ひとみ	議員
十四	番	梅	津	庸	成 議員
十五	番	石	塚		慶 議員
十六	番	高	橋	弓	嗣 議員
十七	番	佐	藤	文	一 議員
十八	番	相	田	日出夫	議員
十九	番	佐	藤	正	胤 議員
二十	番	相	田	光	照 議員
二十一	番	遠	藤	和	典 議員
二十二	番	菊	池	文	昭 議員
二十三	番	今	野	美奈子	議員
二十四	番	高	橋		淳 議員
二十五	番	青	木	彰	榮 議員
二十六	番	梶	原	宗	明 議員
二十七	番	五十嵐		智	洋 議員
二十八	番	能	登	淳	一 議員
三十	番	洪	間	佳寿美	議員
三十一	番	矢	吹	栄	修 議員
三十二	番	小	松	伸	也 議員
三十三	番	吉	村	和	武 議員
三十四	番	高	橋	啓	介 議員
三十五	番	木	村	忠	三 議員
三十六	番	加	賀	正	和 議員
三十七	番	森	谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎	津	博	士 議員
三十九	番	奥	山	誠	治 議員
四十	番	伊	藤	重	成 議員
四十一	番	船	山	現	人 議員
四十二	番	田	澤	伸	一 議員
四十三	番	森	田		廣 議員

欠 員（一名）

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	高	橋	徹	君
副知事	折	原	英	人 君
企業管理者	松	澤	勝	志 君
病院事業管理者	阿	彦	忠	之 君
総務部長	小	中	章	雄 君
みらい企画創造部長	沖	本	佳	祐 君
防災くらし安心部長	庄	司	雅	人 君
環境エネルギー部長	相	田	健	一 君
しあわせ子育て応援部長	齋	藤	恵美子	君
健康福祉部長	城戸	口	一	子 君
産業労働部長	遠	藤	和	之 君
観光文化スポーツ部長	黒	田	あゆ美	君

農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	大 瀧 亜 樹 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	金 丸 利 博 君
労働委員会事務局長	高 橋 礼 二 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第六十九号議案から日程第二十五議第九
十三号議案まで及び日程第二十六県政一般に関する
質問 (代表質問)

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第六十九号令和八年度山形県一般会計補正予算第二号から、日程第二十五議第九十三号山形県人事委員会委員の選任についてまでの二十五案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十六県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

三十八番様津博士議員。

○三十八番（様津博士議員） おはようございます。自由民主党会派を代表して質問させていただきます。

二〇二五年の首都圏などからの移住・定住者数は、群馬県が一位となっています。前年はランキング外だった本県は、移住者に米やみそ、しょうゆを一年分提供する手厚い支援などが特徴で、十七位に入った記事が掲載されていました。正直、「米やみそ、しょうゆで移住者は増加しないだろう」と考えていた私は、深く反省しております。考案してくださった関係者皆様に心からおわび申し上げます。

それでは、質問に入ります。

衆議院議員の定数削減について伺いたいします。

自民党と日本維新の会は、昨年十二月五日、「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」を衆議院に提出しました。その内容は、衆議院議員の定数については、四百二十人を超えない範囲で、かつ現行の定数四百六十五人の一割を目標として削減するというものでありました。

また、与野党各党が参加する協議会で、選挙制度の見直しを含めて議論し、一年以内に結論を出せない場合には、自動的に定数を削減、具体的な削減数としては、現行の小選挙区比例代表並立制を前提に、小選挙区は二十五議席、比例代表は二十議席とされていました。

この法案は、野党の反発を受けて審議入りできず、本年一月に衆議院が解散されたため、結局廃案になりましたが、今月九日、自民党政治制度改革本部総会において自民党の基本的な考え方の案が示され、その中で、法施行一年以内に結論が出なかった場合、比例代表から自動的に四十五議席を削減することが明記されました。十一日には、自民党の総務部会・政治制度改革本部合同会議において衆議院の定数削減法案が了承され、今国会に提出される見通しとなっております。

定数削減のメリットとしては、国会議員の給与に当たる歳費のほか、非課税の手当や秘書の給与など、国会議員一人当たり年間で約七千万円から八千万円に上る公費負担の削減が挙げられます。仮に四十五議席の削減を行った場合、年間で約三十四億円の歳出削減効果が見込まれます。また、議員数が少なくなれば、議論の集約が早まり、意思決定のスピードが上がるとの指摘もあります。

一方、デメリットとしては、比例代表で四十五議席を削減する場合、これまでよりも少数政党が議席を獲得することが難しくなり、多様な民意を国会の議論に反映させる機会が減少する可能性が懸念されます。また、全国知事会、

全国市長会、全国町村会の地方三団体からは、五月十二日、衆議院選挙制度に関する協議会からの意見聴取において、「多様な民意や地方の声が届きにくくなる」といった否定的な見解が相次いだと伺っております。

国の財政が厳しさを増す中、様々な政策を推し進める上で、私は、十分に議論を尽くすことが大前提になりますが、政治家自らが身を切る改革に取り組む姿勢を示すことは必要であると考えます。

衆議院議員の定数削減については、国会のみならず、地方からも様々な意見が出されており、賛否分かれるところではありますが、吉村知事はどのようなお考えをお持ちか、御所感をお伺いいたします。

次に、食料品の消費税減税の議論についてお伺いいたします。

本年一月二十三日に高市首相は衆議院を解散し、同月二十七日に公示、二月八日に投開票となりました。高市首相は、「日本列島を、強く豊かに。」と銘打った公約を打ち出し、その中の一つとして、飲食料品の消費税を二年間ゼロにする案が示されました。

一方で、報道によりますと、現在、政府内では、消費税率をゼロにするにはレジシステム改修に最長一年程度かかることを踏まえ、物価高騰対策としての早期実行の観点から、税率をゼロではなく一%とする案が有力になっており、今月十七日に開催された社会保障と税の一体改革を話し合う超党派の社会保障国民会議において、二〇二七年四月以降二年間に限り、税率を一%に下げる議長案が示されました。あわせて、消費税一%の分の税収を原資に、「所得に連動したきめ細かな給付金」を二〇二七年秋頃に導入し、消費税を実質ゼロにするという考えも示されました。

月内には中間取りまとめを行った上で、高市首相は、秋に見込む臨時国会に関連法案を提出したいとの意向を表明しているとのことであります。

飲食料品の消費税減税は、消費税の逆進性を緩和し、物価高から低所得者を守る観点からは、一定の妥当性のある施策と言えます。しかし、高所得者が購入する飲食料品の消費税も減税になることから、高所得者ほど減税額が大きくなることもあり、低所得者に絞った給付金支給のほうがよいのではないかとといった意見も耳にしております。

さらに、単純に減税を実施すれば、国と地方自治体の財政を悪化させるなど、弊害が大きくなる可能性も指摘されており、飲食料品の税率を一%にした場合、年間約四・三兆円の税収が失われるとの試算結果があります。そのうち約四割が地方の貴重な税財源となっていることから、国のみならず、本県にとっても、税収の減少にどう対応するか、大きな問題となることが想定されます。

また、社会保障国民会議の実務者会議において、関係団体や専門家から聞き取った結果を踏まえ、主な論点として、レジ改修と実施時期、財源の確保、農水産業や外食産業への影響と整理しております。

この中で、特に、本県の基盤産業である農業への影響という点においては、肥料、農薬、燃料、資機材など、農業経営に欠かせない支出に一〇%の消費税がかかる一方で、飲食料品の消費税が減税されると、これまで農産物の販売価格に乗っていた消費税は、減税された分だけ受け取ることができなくなるため、農家の収益が悪化する可能性があります。

現在、社会保障国民会議において、課題を整理しつつ議論が進められているところでありますが、飲食料品の消費税減税に対し、知事はどのような御所感をお持ちかお伺いいたします。

次に、イラン情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰による県内経済への影響と対応についてお伺いいたします。

イランとアメリカの関係は、歴史的な裏切りや宗教・政治の違いに加え、核開発問題などが絡み合って複雑化してきており、さらに、両国間の深い不信感も相まって、簡単に解決できない問題を数多く抱え、現在に至っています。

このような中、二〇二六年二月二十八日、アメリカ軍とイスラエル軍がイランへの攻撃を開始しました。これに対し、イランは報復措置としてホルムズ海峡を事実上封鎖する一方で、アメリカも逆封鎖を行い、イラン関係船舶の行動を制限するなど、緊迫した状態となりました。

ホルムズ海峡は、全世界で海上輸送される原油と石油製品の約二五%のほか、液化天然ガスの約二〇%が通過する、まさにエネルギー輸送の要衝であることから、世界的に原油の供給不足が深刻化する事態となりました。

このため、政府では、これまで二回にわたって国家備蓄の放出を行ったほか、ホルムズ海峡を通らない中東ルートやアメリカからの代替調達を進めるなどの対策を講じてまいりました。これにより、ナフサについては従来の八割程度まで回復、原油についても七月には約十割までの回復のめどが立ったとしているものの、供給見通しの共有不足や、実績以上の発注により目詰まりを起こしていることにより、日本国内の様々な分野において物資不足が発生しております。

特に産業分野では、ナフサを原料とするプラスチックや合成樹脂、塗料、接着剤などの購入制限や納品の遅れ、値上がりなどの影響が出てきており、大手メーカーにおいては、商品の包装を白黒印刷にしたり、透明化したりする動きが見られます。

ナフサ由来の製品は、このほかにも、衣料品や医薬品、我々の日常生活に必要な物品や、包装資材、農業資材、建設資材など、あらゆる分野で使用されています。こうした一連の動きが連鎖し、物価の高騰に拍車をかけ、現在、企

業の経済活動にも支障が生じています。

報道によりますと、アメリカとイランの戦闘終結に向けた覚書が合意に達したとされておりますが、双方の立場にはなお溝があり、今後の状況は不透明であります。

こうした事態が長引けば、本県経済を減速させることとなり、製造業をはじめとする幅広い分野において深刻な影響をもたらすことも懸念されますが、県ではどのように現状を把握しているのか、また、それに対してどのような対策を講じていくお考えか、産業労働部長にお伺いします。

次に、外国人材確保対策の強化についてお伺いいたします。

初めに、海外政府などとの覚書の締結についてお伺いいたします。

人口減少や少子化により、福祉や介護、製造業、宿泊施設、建設業など様々な分野で人材不足に陥っています。

総務省によると、労働力の中核となる日本人の十五歳から六十四歳である生産年齢人口は、一九九〇年代をピークに減少し、二〇二五年一月一日時点では約七千二百二十四万人で、二十年前より一五・四％減少している状態にあります。

一方、厚生労働省によると、二〇二五年十月末時点の外国人労働者は、過去最多を更新し、前年から一一・七％増の二百五十七万一千三十七人で、十三年連続して最多を更新しています。

人手不足が深刻な中、日本では、外国人労働者の活躍は企業経営に不可欠になっています。反面、賃金格差や労働環境、コミュニケーション、法制度など、外国人労働者を取り巻く環境は複雑化してきています。

このようなことから、七割を超える都道府県において、外国人との共生に向けて事業を強化する方針の下、多文化共生の新規事業や事業拡充の関連予算が二〇二六年度当初予算に盛り込まれました。

それぞれの自治体は、外国人から選ばれる地域となるためにも、住民との共生を推進し、人材の確保や定着に向けて一層取り組む必要があります。

さらに、人手不足が深刻な地方では、外国人材を安定的に確保しようと、海外政府などと覚書を締結する動きが広がっています。報道によりますと、覚書を締結している道府県は二十に上るとのことで、都道府県レベルにおいて、職場や生活の環境整備で連携し、農業や観光、介護といった分野で受入れを進めることなどを約束することで、安定的かつ計画的に人材確保を行いやすいメリットがあるものと考えます。

現在、県は、インドの理工系大学と協力関係を構築して人材確保に取り組んでいます。今後ますます人材が不足していく中、本県でも、スムーズな外国人材の獲得に向け、こうした取組をさらに発展させる必要があります。そのためにも、海外政府などと覚書の締結について検討を進めるべきではないかと考えますが、みらい企画創造部長の御所見をお伺いいたします。

続いて、外国人を雇用する企業の増加に向けた県の対応についてお伺いいたします。

二〇二四年六月、技能実習制度を抜本的に見直すための改正法が公布されました。この改正により、技能実習制度は廃止され、新たに「育成就労制度」が創設されます。育成就労制度は二〇二七年四月に施行され、技能実習制度と育成就労制度が共存する移行期間が三年間設けられる見込みです。

技能実習制度と育成就労制度の大きな違いの一つが、外国人材のキャリアパスです。

現行の技能実習制度は、開発途上国への技能移転を目的とした学び中心の制度であり、在留期間は最長五年と定められています。技能実習一号から二号、三号へと段階的に進む仕組みはあるものの、実習期間を終えた後は母国へ帰ることが前提となっており、日本での長期就労や定着は想定されていませんでした。

一方、育成就労制度では、原則三年間の育成就労期間を通じて、特定技能一号水準の技能を有する人材へと育成することが目的として明確に位置づけられております。育成期間終了後は、所定の試験に合格することで特定技能一号、通算五年へ移行でき、さらに熟練した技能を有する場合には、在留期間の上限のない特定技能二号へとステップアップする道も開かれます。

しかし、新制度から特定技能一号へ移行する際には、原則として、所定の技能試験及び日本語試験の両方に合格することが必須条件となる見通しであり、受入れ企業にとっては、育成就労期間中にどこまで技能と日本語力を引き上げられるかが特定技能への円滑な移行を左右する重要なポイントとなります。このため、早い段階から試験合格を見据え、日本語学習を含めた育成支援体制を整えておく必要があります。

このように、制度が改正され、企業側の負担も大きくなると見込まれる中であっても、あらゆる業種で人手不足が叫ばれる県内企業においては、積極的に外国人の雇用に取り組むべきと考えております。

県として、外国人の雇用に取り組む企業を増やすとともに、企業の外国人雇用に対する負担感を軽減する施策を進めていく必要があると考えますが、産業労働部長に御見解をお伺いいたします。

次に、姉妹県と今後の相互交流の在り方についてお伺いします。

本県では、米国コロラド州と中国黒龍江省、インドネシア・パプア州と姉妹県・友好県省の盟約を締結していま

す。

盟約締結に向けたそれぞれの経過を見ますと、米国コロラド州とは、当時の板垣清一郎知事が昭和五十九年十一月に東北地域国際投資交流推進会議の団長として訪米した際に、コロラド州との姉妹県州の盟約締結の構想を持ち、外務省の協力を得ながら締結に向けた交渉を重ねてきました。その後、昭和六十一年十二月にコロラド州知事が本県を訪れ、姉妹県州の盟約締結が行われました。

中国黒龍江省とは、平成四年五月に同省のハルビンから日本海を経て酒田港に至る「東方水上シルクロード」が開設され、同省との経済交流が活発となりました。県では、友好県省の盟約締結の早期実現に向けて、県代表団の黒龍江省訪問や、黒龍江省代表団を本県に招いての協議等を進めた結果、平成五年八月に黒龍江省から副省長を団長とする代表団が来県し、友好県省の盟約締結が行われました。

また、山形県では、平成二十三年十月二十五日、中国黒龍江省に山形県ハルビン事務所を開設し、当該事務所を軸として、山形県と黒龍江省の相互発展、交流拡大を進めています。

インドネシア・パプア州とは、平成二年度に実現したイリアンジャヤ州、現在のパプア州における県出身戦没者の遺骨収集及び両知事による友好の共同声明が発出されて以来、戦没者慰霊碑の建立や姉妹県州の締結に向けた現地調査など、様々な交流が行われてきました。そして、平成六年六月、知事を団長とする訪問団がイリアンジャヤ州を訪れ、「平和友好の碑」の除幕・追悼式を行うとともに、姉妹県州の盟約を締結しております。

私は、パプア州との盟約締結十五周年の際、政府への訪問と、パプア州サルミ県に建立されている平和友好の碑に祈りをささげてまいりました。また、日本語を学んでいる高校を訪問するなど、友好関係を深めてまいりました。

しかし、残念ながら、現在、パプア州及び山岳パプア州において、分離独立を求める武装集団による治安部隊等への襲撃事件が散発的に発生しており、治安が不安定な状況が続いています。このような情勢から、周年事業や研修などの交流事業は実施されておられません。

このような中、県では、本年七月下旬に米国ハワイ州と姉妹県州の盟約を締結すべく準備を進めていただいております。これまでハワイ州との交流に関わってきた一人として、盟約締結まで目前にこぎ着けたことを大変喜ばしく思っておりますし、これを機に、これまで以上に交流が増え、共に発展していくことを願っております。

そこでお伺いしたいのが、これまで盟約を締結した姉妹県州との交流の在り方です。政情不安であるパプア州を除き、コロラド州や黒龍江省に周年事業で訪問しているのは分かりますが、それ以外では、教育留学をはじめとする相互交流が非常に乏しいと考えております。グローバル社会において、縁あって姉妹県州となったことを踏まえ、積極的に様々な交流事業を展開すべきと考えますが、みらい企画創造部長に御見解をお伺いします。

次に、滑走路延長の進め方についてお伺いします。

山形空港は、神町空港として昭和三十九年より東京便が運航を開始し、以後、滑走路の延長や中型ジェット機対応など、時代に対応して強化されてきました。平成三十年には空港ターミナルビルの国際線対応力が強化されています。

山形空港は、国際航空輸送網または国内航空輸送網の拠点となる「特定地方管理空港」として位置づけられていますが、特定地方管理空港は全国に五空港あり、そのうち山形空港のみ滑走路が二千メートルとなっています。現在、東京、大阪、札幌、名古屋の四路線が就航しております。

庄内空港は、山形県管理の地方管理空港として、平成三年に庄内地域の玄関として長さ二千メートルの滑走路で開港し、その後、平成六年度にエプロン拡張工事が行われ、中型ジェット機が駐機可能となりました。現在、ANA羽田路線が就航中で、二〇二三年より、時期によって一往復、期間増便されて五往復運航されています。

国際チャーター便の就航については、山形空港、庄内空港ともに、近年は台湾便の利用が主になっていますが、滑走路が二千メートルと短いことから、チャーター機は小型機となっているのが現状です。

近年の本県空港への国際チャーター便の就航は、台湾など近距離国にとどまりますが、滑走路を二千五百メートルに延長した場合には、その圏域はベトナムやフィリピン等まで拡大しますし、航続距離の長い中型機も就航可能となり、ASEAN全域、さらには姉妹県州の話が進むハワイ州の州都であるホノルルまで圏域とすることが可能となります。このようなことを考えると、早期の滑走路五百メートル延長を実現しなければなりません。

県では、両空港を五百メートル延長した場合の費用を試算し、山形空港では二百十億円、庄内空港では四百億円と見込んでおります。どちらの空港も延長したいのですが、財政的に考えれば、まずどちらかの空港から延長するかという議論になると考えますし、決めつけるわけではありませんが、人口減少の中で将来的には一つの空港しか延長できないのが現実ではないでしょうか。

現在、山形空港及び庄内空港の双方に滑走路延長に向けた機能強化検討会議が設置され、それぞれ検討が進められていますが、いつ頃を目途に検討結果をまとめられるのか、また、物価上昇が続く中、県の財政状況を踏まえ、早期にどちらかの空港に絞った上で、スピード感を持って滑走路の延長に取り組むべきと考えますが、みらい企画創造部長の御見解をお伺いいたします。

次に、昨今の気候変動に対応した農業の在り方についてお伺いします。

これまで、日本では移り行く四季がありましたが、春と秋がなくなり、冬と夏しかないような状態になってきていると、ある気象予報士が話をしていました。私はその話を聞き、全くそのとおりだと思いました。

本県では、「四季節動のやまがた」と銘打ち、観光誘客などを他県にPRしてきた経緯があります。しかし、年平均気温は上昇傾向にあり、特に今年は春らしい季節を感じる事がほとんどなく、五月時点で既に真夏日を記録するなど、異常気象が続いています。

近年、全国各地でも、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、猛暑や豪雨、少雪などの異常気象が頻発しておりますが、本県においても、夏季の高温による米の品質低下、果樹の着色不良、収穫時期の変化、さらには豪雨災害による農地被害など、気候変動の影響が現実のものとなっています。

特に本県は、米、サクランボ、ブドウ、ラ・フランスなど、全国に誇る農産物を有しており、気候変動への対応は、単なる農業政策にとどまらず、地域経済や雇用を守る重要課題であります。

県として、近年の高温や気候変動による農作物への影響をどのように分析しているのか、特に、米やサクランボなどの主要な果樹への影響についてどのような認識をお持ちか、また、温暖化が進んでいく中において、本県農業を短期的・長期的にどのように推進していくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、教員不足解消のための大学卒業生の定着促進についてお伺いします。

全国の公立小中高校や特別支援学校で、教員の不足数が昨年の四月の始業日時点で四千三百十七人に上ったことが文部科学省の実態調査で分かりました。調査は二〇二一年以来四年ぶり二回目で、前回の二千五百五十八人から一・七倍となりました。

昨年四月で不足していた教員数は、小学校が一千九百十一名で前回比六百九十三人の増加、中学校が一千百五十七人で同二百八十九人増加などでした。欠員があった学校は全体の八・八%と前回比で三%増加し、教員不足には地域差があることも明らかになりました。

教員不足は、育休の取得者が増加しているほか、病休者が増加していることや、特別支援学級が見込みより増加していることなども主な要因となっています。

文部科学省によると、第二次ベビーブーム世代に対応するため、一九八〇年代に大量採用された教員が退職時期を迎え、各地で採用が拡大しており、従来は臨時講師として欠員を補充してきた教員志願者の正規採用が進み、臨時講師の確保が難しくなっているということも要因であるといえます。

また、少子化が進む一方で、必要な教員数は増えており、障がいのある子供が学ぶ特別支援学級は、教員の手厚い配置が定められている上、二〇二五年度の学級数は十年前の一・六倍に当たる約八万五千学級となっていることも教員不足に拍車をかけていることになっています。

このような中、鳥取県では、鳥取大学が二〇二七年度から新設する「地域教員希望枠」で入学した学生に対し、県独自の奨学金制度を創設し、支援する方針を決定しました。卒業後に県内で教員として働くことを条件に奨学金の返還を免除し、鳥取大学の教員養成を後押しすることにしています。

本県も、教員不足が年々深刻化している中、今年四月に開設された山形大学教育学部とも連携して、卒業生の県内定着を促進していくことが重要であり、鳥取県のような奨学金制度もそのための有効な施策の一つではないかと考えます。

本県における教員の確保に向けた大学卒業生の定着促進の考え方について、教育長にお伺いいたします。

次に、公立高校入学者選抜試験における制度改正の検証についてお伺いいたします。

令和八年度の入学者選抜より、県内全ての公立高等学校において、前期特色選抜と後期一般選抜が導入されました。

制度を導入するに至った経緯を振り返りますと、平成二十七年度から平成二十八年度にかけて開催された山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会において、入学定員の充足についての論点の一つとして、受検機会の複数化が挙げられました。

しかし、この時点では、キャリア形成に係る要因を明確にした選抜とするため、平成二十六年度から定員の最も多い普通科での推薦入学者選抜を廃止したばかりであったため、当面は継続的に検証を続ける必要があると整理されました。

その後、令和四年度から令和五年度にかけて開催された山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会においては、「各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ」や、「受検機会の改善」「入学定員の充足率向上」についての検討がなされ、令和五年十二月、同委員会による報告書が県教育委員会に提出されました。

これを受けて、県教育委員会では、令和六年二月に山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針を公表し、令和七年度の入学者選抜における一部の学校を対象とした先行実施を経て、冒頭申し上げたとおり、全ての公立高等学校において、このたびの前期特色選抜及び後期一般選抜が導入されることとなりました。

こうした経過があつて新しい選抜が導入されたことを踏まえ、当初の狙いどおりの効果があつたのか、しっかりと検証していく必要があると考えます。また、県内の中学校や高等学校からの意見、受検生や保護者の反応なども踏まえ、将来的に制度を改善する余地がないか検討していく必要もあると考えます。

そこで、このたびの入学選抜の結果をどのように捉えているのか、それを踏まえ、今後の入学選抜に向けてどのように取り組んでいくお考えか、教育長にお伺いします。

最後に、「総合戦略特別捜査隊」創設によるトクリュウ対応の強化についてお伺いいたします。

特殊詐欺の被害は、令和七年において全国の認知件数が約四万三千件、被害額は三千二百五十七億円に達しました。この数値は、前年に比べ認知件数は一万一千七百二十件増加し、被害額は約一千二百六十七億円増加しています。主な被害金の交付形態としては、振込型が全体の約六割と多く、また、暗号資産送信型の増加が顕著です。

手口も巧妙化かつ多様化しており、手口の例を挙げれば、偽警察官詐欺、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺など、切りがありません。

本県における令和七年の被害額は十億八千六百四十三万円で、令和六年の八億五千九百十二万円と比較すると二億二千七百三十一万円増加しています。本県の令和七年の特殊詐欺被害の特徴は、偽警察官詐欺を含むオレオレ詐欺の件数と被害額が一番多くなっていることです。

人をだまし、欺く卑劣な詐欺が増加する中、山形県警察本部では、今年度から総合戦略特別捜査隊を本部内に創設しました。国内だけでなく、海外なども拠点として詐欺を行っている匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウ等犯罪組織への捜査強化を目的とした特別捜査隊の設置は、全国的にも先駆的な取組であり、戦略的な取締りを推進し、成果を上げていただけるものと期待をしております。

そこで、今回新たに発足された取締りの実動部隊である総合戦略特別捜査隊の活動成果について、県民に周知をより徹底していくことにより、詐欺の未然防止への啓発にもつながるのではないかと考えますが、総合戦略特別捜査隊の活動の成果をどのように県民に周知していくのか、また、低年齢化や凶悪化が懸念されるトクリュウに若者を加担させないため、教育局と連携すべきと考えますが、全国に先駆けて設置した経緯と今後の意気込みを含めて、警察本部長の御答弁をお願いします。

これをもって壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。ただいま榎津博士議員から私に二問御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一問目は、衆議院議員の定数削減に対する私の所感ということでございます。

人口減少の加速や不安定な国際情勢、物価・エネルギー価格の高止まり、自然災害の頻発・激甚化など様々な課題が顕在化する中で、我が国が活力を維持し、持続的に成長し続けるためには、元気な地方の実現が不可欠であります。

元気な地方を実現するためには、地方の現状や課題、現場の声を国政に反映させていくことが必要でありますので、そうした地方の声、国民の声を届けるパイプ役として、国会議員の皆様には大変重要な役割を担っていただいていると認識をしております。

そうした中、国会では、昨年の連立政権発足時に「身を切る改革」として合意された衆議院議員の定数削減について議論が進められていると承知をしております。

現在、衆議院議長の下に、選挙制度に関する与野党協議会が設置され、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえた立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りなどについて様々な議論が行われております。

この協議会の中で、地方団体の代表からは、「地方の立場からは、地方の声が非常に届きにくくなっていくのではないか」「地方の意見、人口減少社会を踏まえた中での議論が必要」「人口の数の問題だけで見直すのではなく、地理的・社会的な状況などを見極めながら進めるべき」といった意見が出されております。

これまでの議員定数の見直しにおきましては、いわゆる「一票の格差」の考え方の下、参議院議員選挙における合区制度の導入など、人口が少ない地方の議員定数が減らされてきた面があります。地方の人口減少や大都市への一極集中が進んでいる現状では、今後、議員定数の削減を行う際に、さらに地方の定数が減らされていくことが危惧されるところであります。

そもそも、国は国民と国土から成り立っております。国土も重要な要素でありますので、単に人口比のみで考えるのではなく、地方の現状を熟知する方が国政に参加して、国土全体を活性化していくということが望ましいと考えております。

選挙制度につきましては、国会の裁量に委ねられておりますが、国民の基本的権利や議会制民主主義の根幹に関わる問題でありますので、国民的な議論を喚起しながら、地方の声がしっかりと国政に届く仕組みになるように十分に議論していただきたいと考えております。

二問目は、食料品の消費税減税の議論に対する私の所感ということであります。

昨今、物価高が社会全体の課題となっておりますが、特に日常生活に直結する食料品は価格の上昇が続いております。こうした中、食料品に係る消費税の減税は、家計への負担軽減につながりますので、物価高対策として一定の効果が期待されるものと認識をしております。

一方で、その実施には様々な課題があります。まずは、社会保障財源に与える影響であります。政府の試算によりますと、食料品等の消費税がゼロとなる場合、国と地方合わせて約五兆円の減収が見込まれるとされる一方で、税率を-%とした場合の減収は四兆円を超えとの報道もなされております。消費税は、社会保障制度を支える貴重な財源でありますので、その在り方について、将来世代の負担にも配慮した丁寧な議論が必要であると考えております。

次に、地方財政に目を向けますと、消費税率が-%となった場合の本県及び県内市町村への影響額について、政府試算を基に機械的に試算しますと、地方消費税と地方交付税を合わせて年間で約二百十七億円、その内訳は、県が百十億円、市町村が百七億円となります、約二百十七億円の減収が見込まれます。地方自治体にとって大変大きな額でありますので、減税を行うのであれば、地方の行政サービスに支障を来すことのないよう、代替財源の確保が必須であります。

また、社会保障国民会議のヒアリングによれば、食料品の消費税が減税される場合、農林水産業や外食産業などの幅広い産業に影響があると指摘されております。具体的に農業について申し上げますと、議員御指摘のとおり、消費税の減税によって受取額が減る一方で、肥料や農薬などに係る支出は変わらないため、収益の悪化も懸念されるところであります。減税に当たりましては、こうした農業者への影響を考慮した制度設計や資金繰りへの支援が不可欠であると考えます。

消費税減税につきましては、現在、社会保障国民会議で検討が進められているものと承知をしておりますが、地方の行政サービスに必要な財源の確保について、現時点で明確な方向性は示されておりませんで、大きな危機感を抱いているところであります。

県としましては、県民生活を支える行政サービスへの影響に加え、農林水産業をはじめ様々な事業者への影響も踏まえ、十分に議論を尽くしていただいた上で、責任ある適切な対応を講じていただきたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 沖本みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（沖本佳祐君） 私には三点御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、海外政府などとの覚書の締結についてお答えいたします。

本県においては、人口減少や少子化の進行により、あらゆる分野で人材不足が深刻化しており、外国人材の受入れは今後ますます重要性を増していくものと認識しております。

このため、県としては、県内企業の人材確保を後押しするとともに、外国人も安心して暮らせる環境整備に取り組んでおります。

具体的には、外国人材採用支援デスクを設置し、相談対応を行うなど、県内企業の外国人材の確保を伴走型で支援しております。

また、外国人も安心して暮らせる環境を整備するため、県内に暮らす外国人からの相談に多言語で対応しているほか、多文化共生への理解を深める交流イベントの開催などに取り組んでおります。

御指摘の海外政府などとの覚書の締結については、県が相手国の政府などと直接つながる公的な関係を構築できることから、相手国の政府などの協力を得て、本県の受入れ環境及び県内産業の魅力を発信し、相互理解を深めながら、継続的な取組につなげることが期待されます。また、海外においては本県の認知度が十分でない場合もある中、相手国の政府などとの公的な連携関係を示すことは、本県への関心を高める契機にもなります。

県では、昨年九月に知事がモンゴル国を訪問し、新モンゴル学園と本県及び山形大学の三者で、生徒・学生の交流促進等を通して人材育成に取り組むことを目的とする協力覚書を締結いたしました。

また、この訪問を契機として、モンゴル国政府の奨学金プログラムにより、今年度から十九名の学生が県内に短期留学を行っております。

さらに、新モンゴル学園では、今年三月に県工業会による企業説明会や山形大学の留学説明会に学生がオンラインで参加し、県内産業界との交流機会の拡大や留学促進に向けた取組を進めており、今後とも覚書に基づいて関係を深化させてまいります。

外国人材の確保に向けた海外政府などとの覚書の締結については、相手側の協力や県内企業の意向、本県の人材確保にどの程度つながるかが重要であることから、県としては、他自治体の取組状況やこれまでの成果も参考にしながら

ら検討してまいります。

次に、姉妹県州との今後の相互交流の在り方についてお答えいたします。

国際交流を通して、県民一人一人が異なる背景を持つ人々や文化に対する理解を深め、人と人、地域と地域との信頼関係を育て、友好関係を発展させていくことは、本県が目指す多文化共生社会の実現のために大変重要であると考えております。

県が姉妹友好盟約を締結する三州省とは、それぞれの歴史的経緯や地域の特色を踏まえながら様々な交流を行ってまいりました。

パプア州については、JICAの草の根技術交流事業を活用し、パプア州の主要産業である農業分野において、専門家の現地派遣や本県への研修員の受入れを十五年以上実施いたしました。民間交流としては、NPO法人山形パプア友好協会が長年交流を行っており、今年はパプア州から日本語教師と日本語を学んでいる高校生を本県に招き、県内の高校生らと交流を行っております。

黒龍江省については、友好県省の盟約締結を機に、これまで国際交流員を受け入れ、県民向けの講座を通して中国文化の紹介などの文化交流を行うほか、県ハルビン事務所を拠点に経済交流も進めてまいりました。

コロラド州については、高校生同士がお互いの文化を理解する機会としてオンライン交流を実施しているほか、昨年九月に東北農林専門職大学とコロラド州立大学が協定を締結し、学術的な交流も進めていくこととしております。

交流を進める中で、人と人との信頼関係を育て、友好関係を発展させていくためには、一方的な訪問だけではなく、相互の訪問が重要と考えております。国際情勢や新型コロナの感染拡大の影響などにより、相互に訪問しての交流が難しい場面もございましたが、コロナ禍を機にオンライン交流が進み、従前より多くの交流の機会が生まれており、これを相互交流へ発展させてまいりたいと考えております。

また、交流を担う人材や団体が限られ、新たな担い手の広がり課題となっていることから、今後、民間による取組も促進し、交流の裾野を広げてまいりたいと考えております。特に、将来を担う若い世代を中心に国際交流の機運が醸成されるよう、県民向けイベントや学校での出前講座などを通し、お互いの文化に興味関心を持つきっかけとなる機会の充実を図ってまいります。

県といたしましては、現在調整を進めているハワイ州も含め、姉妹友好州省と友好関係をさらに発展させていけるよう、多様な交流を積極的に進めてまいります。

最後に、空港の滑走路延長の進め方についてお答えいたします。

山形空港及び庄内空港は、本県的高速交通ネットワークを形成する重要な基盤であり、交流人口の拡大やビジネス・観光振興を通じた地域経済の活性化に寄与しているほか、東日本大震災の際には被災地支援活動の拠点として機能したように、災害時の拠点としても重要な役割を担っております。

このように、両空港が果たす役割は多岐にわたりますが、とりわけ人口減少が進む中にあっても本県の活力を維持・向上させていくためには、交流人口の拡大を一層進めていくことが重要です。そのためには、過去最高を記録する旺盛なインバウンド需要を最大限取り込むことが必要であり、国際線の就航拡大に向けた滑走路延長を含む空港の機能強化は喫緊の課題であると認識しております。

したがって、議員御指摘のような、人口減少の中で将来的には一つの空港しか延長できないとは考えておりません。

このため、地域において両空港が果たすべき役割を明確にし、その実現に向けて必要な空港の機能強化策等について議論することを目的に、昨年度、山形空港、庄内空港それぞれで、県や地元自治体、関係事業者等で組織する空港機能強化検討会議を設置いたしました。

これまで三回の会議を重ねてまいりましたが、第一回では、空港の機能強化に関し関係者間で意見交換を行い、第二回、第三回では、航空会社や空港運営会社、地域DMO、空港に隣接して防災機能の整備を進める自治体などから、それぞれの現状や課題、空港に求められる機能や先進的な取組についてヒアリングを行いました。

今後は、それぞれの会議において、ヒアリングの結果も踏まえながら、地域において両空港が果たすべき役割や、その実現に向けて必要な空港の機能強化策等について議論し、来年三月までのビジョン策定を目指してまいります。

両空港の滑走路延長を含めた機能強化の具体的な内容については、ビジョン策定の中で検討を進めていくこととなりますが、一般論として、空港の滑走路延長に当たっては、周辺住民等からの意見聴取手続、環境アセスメント、事業評価など様々なプロセスを経た上で事業化が決定されるものであり、事業化の段階で、財政面の制約も考慮しながら、事業の進め方について検討を行うことになるものと考えております。

なお、他県の空港の例では、五百メートルの滑走路延長に約十年を要しているものもあるなど、一般的に空港の滑走路延長には所要の年月を要するものと承知しております。

○議長（田澤伸一議員） 遠藤産業労働部長。

○産業労働部長（遠藤和之君） 私には二問御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、イラン情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰による県内経済への影響と対応についてお答え申し上げます。

イラン情勢の緊迫化による原油価格の高騰と石油由来製品の調達難の影響は幅広い業種に及んでおります。こうした影響を受けている県内企業では、新たな仕入先の開拓、包装材の仕様の変更等、様々な経営努力を重ねているところですが、事態の長期化により、今後の調達難や収益の圧迫、資金繰りを懸念する声を多くの事業者から伺っております。物価高騰や深刻な人手不足等により経営に厳しさを増している県内中小企業にとって、長引くイラン情勢の緊迫化は収益をさらに悪化させる要因となっていくことが懸念されます。

県では、こうした状況を受け、三月に県庁内に中小企業向けの金融相談窓口を設置するとともに、四月には、イラン情勢の影響を受け経営に支障を来している中小企業に対して、商工業振興資金の貸付要件を緩和し、資金繰り支援を強化してまいりました。

また、石油由来製品のいわゆる目詰まりにつきましては、経済産業局が箇所の特定・解消に対応していることから、県内企業に対して政府の窓口の情報提供するよう呼びかけております。加えまして、全国知事会を通して、政府に対し、地方経済の実態を伝えるとともに、物資の安定的な供給に向けた対策や事業者への経営支援等について要請しているところです。

さらには、長引くイラン情勢の緊迫化の状況を踏まえ、県では、イラン情勢をはじめとする様々なリスクに対応するための事業転換、代替となる材料や燃料への転換を図る設備投資、省エネ診断の結果に基づく設備投資への支援に加え、売上げ増進を図るための販路開拓、経営危機を乗り越えるための地政学リスクに備えたBCPの策定に係る支援について、このたびの補正予算案に計上しております。

今後のイラン情勢の見通しはいまだ不透明であることから、県としましては、今後も関係機関との連携を密にし、引き続き県内企業から丁寧な話を伺うなど、現状把握に努めるとともに、政府の動向も確認しながら、県内事業者が今後も安心して事業活動を継続していけるよう支援することで、外部環境の変化にも揺るがない足腰の強い県内経済の実現を目指してまいります。

次に、外国人を雇用する企業の増加に向けた県の対応についてお答え申し上げます。

少子高齢化を伴う人口減少などにより、幅広い産業分野で人手不足が長期化・深刻化する中、本県においても外国人労働者は年々増加しており、令和七年十月末時点では七千二百八十三人、外国人を雇用する事業所数は一千三百六十一か所と、いずれも過去最高となっております。

企業にとって外国人材を雇用することは、人材の確保にとどまらず、社員の刺激となり、生産性向上や海外事業展開等につながるとともに、多様な人材が働きやすい職場づくりのきっかけにもなることから、県内企業の成長・発展に向けては、外国人材の受入れ拡大と県内定着を推進していくことが重要であると考えております。

このため、県ではこれまで、外国人材受入れに関するセミナーの開催等による県内企業の理解促進・機運醸成を図るとともに、企業からの相談内容に応じた専任コーディネーターによる伴走型支援や、企業が実施する外国人労働者の住居に係る冷暖房設備設置など、生活環境整備への支援に取り組んでいるところです。

こうした中、既に外国人材を受け入れている県内企業からは、コミュニケーションへの不安や外国人材のスキルアップへの対応が課題であると同っておりますことから、県では、生活環境整備の支援のほか、今年度新たに、企業自らが実施する日本語習得の取組や外国人材が受検する技術検定に要する費用を支援し、企業の負担を軽減することで、外国人材を受け入れやすい環境整備を促進してまいります。

今後も、県内企業における外国人材の受入れを拡大するため、これまでの取組に加えまして、外国人材を受け入れたことがない企業や今後受入れを検討している企業に有益な情報となるよう、外国人材の採用実績があり、生産性向上やイノベーションの創出、職場環境の向上などにつなげている先進企業の取組を認定する独自の制度を創設し、外国人材受入れのモデルとして広く発信してまいります。

また、県が実施したセミナーでは、参加者が増えてきており、参加企業からは、「外国人材受入れのメリットが大きいことが分かった」「外国人材採用のための貴重な情報が得られた」などの声があり、関心が高まってきております。

このため、県といたしましては、今後も、企業や関係機関との連携を一層密にしながら、外国人材の受入れ拡大と県内定着に向けた取組を進め、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる社会の実現と本県経済の持続的発展につなげてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 高橋農林水産部長。

○農林水産部長（高橋和博君） 私からは、昨今の気候変動に対応した農業の在り方についてお答え申し上げます。

近年は気候変動が大きく、農業では甚大な被害が頻発するようになり、これまでの栽培技術では対応が難しい新たな段階に入っているものと考えております。

特に、令和五年は高温・渇水の影響で、水稻では、登熟不足により白未熟粒が発生し、一等米比率が例年の半分以上の四三%まで低下したほか、スイカでは、果実の皮が変色する日焼け、枝豆では、実が入らないさやの発生など、多くの農作物で高温被害が見られております。

果樹では、これまでの春先の霜など低温への対応に加え、夏の高温対策が必要となるなど、低温、高温の両面からの対応が求められております。中でも、本県を代表するサクランボは、今年は何とか一万トンを超えるような収穫量が見込まれておりますが、令和六年には収穫間際の高温による果実のしおれ、令和七年には開花期の天候不順で結実が不良となり、収穫量が二年続けて過去最低の八千トン台に落ち込み、地域経済に大きな影響を与えました。サクランボは、生産はもとより、流通・販売や観光等の面で地域経済を支える基盤の一つであり、気候変動への対応は極めて重要な課題となっております。

このため県では、気候変動に対応した持続性の高い農業の実現に向け、短期及び中長期の両面から技術対策を進めているところであります。

短期的には、高温時の具体的な対応策をまとめた技術マニュアルを作り、研修会等を通して対応策の普及を進めているところであります。また、水稻では、衛星画像と気象データから生育状況を推定し、生育に応じた最適な肥料の量や散布時期、収穫適期などの栽培管理情報を提供しているところであります。サクランボでは、果実の温度を五度程度下げる効果が期待できる遮光資材やスプリンクラーによる樹上散水など、高温障害果の発生を抑制する技術の導入を進めているところであります。

一方、中長期的には、さらなる温暖化を見据え、より高温に強い水稻やサクランボなどの新品種の開発や、温暖な気候条件に適応できる新たな品目の導入可能性についての研究を加速してまいります。さらには、サクランボでは、高温や低温などの気象が変化する中でも、気温や湿度などの栽培環境をサクランボに合った最適な条件に保ち、安定生産が可能となる全天候型の施設の開発を検討してまいりたいと考えております。

県としましては、生産者、ＪＡ等関係団体、研究機関、民間企業との連携を一層強化して技術力を高め、気候変動に負けない持続可能な農業県山形の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 須貝教育長。

○教育長（須貝英彦君） 私には二問御質問をいただきました。

初めに、教員不足解消のための大学卒業生の定着促進についてお答えをいたします。

本県におきましても、近年、教員志願者数が減少傾向にある一方、産休、育休等を取得する教員が増加し、その代替教員の確保が難しくなっております。今年度も教員の未配置が生じており、現在、その解消に向けて鋭意努力しているところであります。教育の質の維持・向上のためには、教員の確保は極めて重要であり、議員御指摘のとおり、大学と連携しながら、本県教員として定着する人を増やしていく取組を一層強化していく必要があると考えております。

具体的には、教員を志す高校生を増やす取組として、県教育委員会では、山形大学の教員の指導の下、高校生が実際に小学校を訪れ、児童と交流する「小学校教員体験セミナー」を主催しております。参加者数は、開始した令和二年度においては三十名程度でしたが、令和七年度は百二十名を超えております。

また、教員養成の取組として、山形大学において、本県の教員になることを強く志望し、本県の教育に必要な資質・能力を備える学生を育成するための「山形県小学校教員希望校」を令和七年度に創設し、令和八年度からは教員養成に特化した「教育学部」に改組したところでございます。

県教育委員会では、希望校の学生を対象とした授業に指導主事を派遣いたしまして、地域教育課題の解決に向けた探究的な学びを支援しております。そして、ここで学んだ学生が積極的に本県教員を志願してもらえるよう、教員採用試験の在り方について、今年度内を目途として見直しの検討を進めているところであります。

なお、奨学金制度につきましては、公益財団法人やまがた教育振興財団が、山形大学の教職大学院等に就学し、県内で教員を目指す学生を対象に奨学金を貸与し、本県公立学校の教員として一定期間勤務すれば、その一部を返還免除する制度を設けております。

議員御指摘の学部生を対象とした奨学金につきましては、今後の教員定数の動向や費用対効果を踏まえ、慎重に検討する必要がありますので、まずは取組を始めた他県の状況について情報収集してまいります。

県教育委員会といたしましては、引き続き山形大学と連携してこれらの取組を進めていくとともに、県内外の大学とも連携しながら、大学推薦特別選考の周知も含め、山形県で教員になる魅力を発信し、大学卒業生の県内定着が促進していくよう取り組んでまいります。

次に、公立高校入学者選抜試験における制度改正の検証についてお答えいたします。

このたびの選抜制度の改正は、受検者の多様な能力・適性を評価できる選抜への改善を求める中央教育審議会の指摘や、推薦選抜のない普通科においても受検機会の複数化を求める中学生や保護者の声を踏まえたものです。この対

応として、全ての学科において、学校独自の方法による前期特色選抜と、調査書と学力検査による後期一般選抜を実施することといたしました。

これにより、特に前期においては、面接、作文などのほか、中学校での地域学習の成果を発表したり、高校の示したテーマで集団討論をするなど、新たな選抜方法を取り入れ、各高校の求める生徒像に即し、多様な能力・適性等を評価できるようになりました。

また、令和六年度の全体の募集定員に占める推薦選抜の定員割合が一三・二％だったのに対し、昨年度実施した前期の定員割合は三六・〇％と大幅に増加したことから、受検機会の複数化という点で効果があったと捉えております。

加えて、このたびの選抜制度の改正では、入学定員の充足率の向上も課題となっておりましたので、その対応として、県外募集の受入れ要件の緩和も行っております。あわせて、「県外生受入れ推進バスツアー」など県外募集の取組を強化した結果、過去最高となる二十三名が合格しております。ただし、中学校卒業者数の減少傾向が続いている中で、県外生の増加が全体の充足率を押し上げるまでには至っておらず、前年度の七六・四％から七五・三％へと若干低下しております。

なお、このたびの制度変更自体が中学生の志願動向にどのような影響を及ぼしたかについては今後さらに詳しく分析してまいります。

今後の取組につきましては、今年度の実施に向け、新しい制度について引き続き丁寧な周知に努めてまいります。また、学校ごとに見直しが可能な前期の選抜方法ですとか、前期・後期の定員比率については、各学校で実施結果を検証し、必要に応じて改善を図ってまいります。

さらに、選抜制度の抜本的な改善については、現制度による入学者の状況や卒業後の進路等のデータを蓄積するとともに、関係者から幅広く意見を聴くなどして、しかるべき時期に検討することになると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、実態に即したよりよい入学者選抜となるよう、不断の見直しを行ってまいります。

○議長（田澤伸一議員） 水庭警察本部長。

○警察本部長（水庭誠一郎君） 私からは、「総合戦略特別捜査隊」創設によるトクリュウ対応の強化についてお答え申し上げます。

匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウにつきましては、暴力団ですとか海外の犯罪組織と密接な関係を持ち、東南アジア等の拠点から特殊詐欺等の犯罪を敢行し、犯罪収益をマネーロンダリングするなど、治安上の大きな課題となっているところであります。

トクリュウを壊滅するためには、全国警察が都道府県警察の垣根を越えて総力を結集することで、匿名性・流動性を打破し、中核的人物を検挙し、その違法なビジネスモデルを解体していく必要がございます。

県警察では、犯罪組織の壊滅を目的として設置した合議体「Σ（シグマ）」の下、部門横断的なオペレーションを担う実動部隊として刑事部に総合戦略特別捜査隊を新設いたしました。同隊は、部長級の統括戦略官を司令塔とし、関連情報の集約・共有・分析を行うとともに、警視庁の匿流ターゲット取締りチーム、いわゆるＴ３や他県の警察と連携しながら、各種法令を駆使した戦略的な取締りを強力に推進することとしております。

本年四月の同隊の発足以来、特殊詐欺事件の認知に際し、速やかに捜査を展開し、現金をだまし取った実行犯の検挙はもとより、首都圏において被害金を管理する中核的な被疑者も割り出すなど、成果を上げております。また、県内の各種事件とトクリュウ関係者との関わりについても精力的に解明を進めているところでございます。

同隊による成果を踏まえ、県警察では、県内の防犯団体・経済団体等とも連携し、捜査を通じて明らかとなった最新の手口につき県民に周知しつつ、県民運動的に県民の防犯意識を高め、具体的な抑止行動につながるよう取り組んでまいります。

加えて、少年等の若年層がいわゆる闇バイトに応募し、実行役として来県した上でトクリュウの犯行に加担した事例が県内の検挙事例においても見られますことから、本県の高校生がそのようなことにならないよう、教育局とも連携し、主に高校生を対象とし、可能な限り多くの生徒たちに警察職員が直接、闇バイトの危険性について指導するといった訴求力のある活動を展開してまいります。

今後とも、県警察の総力を挙げ、抑止、検挙を両輪に、トクリュウ対策を一層推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 三十八番様津博士議員。

○三十八番（様津博士議員） 御答弁いただきありがとうございます。

私が四月に車のエンジンオイルを交換しようと予約をしたところ、全くオイルが入ってこないというような状況で、一か月待って、何とかするから来ていいよと言われました。そんな形で、結局購入する値段は、普通に入ってくるルートと違うものですから、二倍の値段、三倍の値段でも仕事のためにやるしかない。

例えば、塗装業においても同じでございます。シンナーがないということで、よそを当たって、値段が二倍、三倍

のものでも購入するしかないということで、中小企業を非常に圧迫しているような状況にあります。

今後とも、しっかりと現状を把握していただき、県に御対応いただけるようお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田澤伸一議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時三十分再開いたします。

午前 十一時 二十一分 休 憩

午前 十一時 三十分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十三番阿部ひとみ議員。

○十三番（阿部ひとみ議員） 県政クラブの阿部ひとみでございます。会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

初めに、県政百五十周年に対する所感について伺いいたします。

本県は、昨年令和七年が、サクランボや西洋梨などの栽培が始まってから百五十年の記念すべき節目であります。「やまがたフルーツ百五十周年」に合わせた様々な取組により、多くの県内外の皆様から御参加いただき、フルーツのみならず、観光、文化に触れていただくことで山形ファンが増え、大成功であったものと大変うれしく思っているところであります。

さて、百五十年といえば、本年は、明治九年八月二十一日に山形県の県域が確定してから百五十周年を迎える節目の年であります。

これまでの歴史を見ますと、明治四年七月に、廃藩置県により米沢県、上山県、天童県、新庄県、大泉県、松嶺県が設置され、既存の山形県含め七県となっておりましたが、同年十一月の府県統廃合により、村山郡・最上郡及び置賜郡の一部から成る山形県、田川郡及び飽海郡から成る酒田県並びに置賜県に統合されております。

明治七年に酒田県令に三島通庸が就任し、酒田県の県庁が鶴岡に移転して、鶴岡県に改称されております。

そして、明治九年八月の府県統廃合により、山形、置賜、鶴岡の三県を統合して現在の山形県となり、「鬼県令」や「土木県令」の異名を持つ三島通庸が初代県令に就任して、現在の旅籠町に県庁が設置されました。

三島県政においては、警察署、博物館、郡役所、済生館病院や山形県師範学校が建設されるなど、県政機構の整備が図られたほか、明治十二年には山形県議会の始まりとなる県会が開催されております。

その後、官選知事の時代がしばらく続きましたが、公選制へ移行してから、これまで六名が公選知事となり、現在は、吉村美栄子知事が山形県の顔として力強く牽引されております。

昭和、平成、そして令和へと続く時代の中で、山形空港・庄内空港の開港、寒河江ダムの完成、山形新幹線の開業、高速道路の開通など、文化、交通、産業が時代の波とともに大きく発展し、観光においてもインバウンド客が増加し、昨年十月には世界をリードするメディアブランド「ナショナルジオグラフィック」の「二〇二六年に行くべき世界の旅行先二十五選」に日本で唯一山形県が選ばれるなど、さらに注目されております。

この県政百五十周年という節目の年に当たり、こうした先人たちが築き上げてきた本県の礎や歴史を県民の皆様と共に振り返りながら、力強く未来に向けて新たな歩みを踏み出していくことが必要と思っております。知事の所感について伺いいたします。

次に、ハワイ州との姉妹県州の盟約締結を契機とした取組について伺いいたします。

本県では、二〇一六年から米国ハワイ州において、県産ブランド米のつや姫などの県産農産物のプロモーションに取り組んでおります。

昨年は、この取組から十周年に当たり、吉村知事のトップセールスにより、「つや姫 海をわたる」記念事業が行われ、トップブランド米としての販路拡大、本県の認知度の向上、そしてハワイ州の在ホノルル日本国総領事館から御協力をいただき、記念レセプションが開催されました。つや姫のおにぎりはもちろんのこと、山形県産酒や総称山形牛、芋煮など、県産の食材を使った料理が提供されましたが、いずれも大変好評で、本県とのつながりをさらに深められたものと思っております。

私も、これまで三度プロモーション事業に参加させていただき、総領事館への訪問に加え、ハワイ州のラジオ番組でのPRやショッピングセンターでの花笠踊り、つや姫を販売しているスーパーや店舗、実際につや姫を提供されているレストランに出向くなど、つや姫の人気を目の当たりにしてまいりました。

ハワイ州への県産米の輸出は、二〇一五年度の六・六トンから大きく増加しており、おいしいと評判のつや姫の可能性は今後も期待できるものと確信しております。

さて、現在、日本におけるハワイ州との姉妹都市・友好都市を提携している自治体は、昨年、ホノルル市と提携を結んだ庄内町をはじめ三十七自治体になっており、日本国内やハワイでのイベントが開催され、学生同士の交流などが積極的に行われております。

二〇二四年にハワイ州議会を訪問した際には、日本酒の話題になったのですが、「オー、獺祭（だっさい）、獺祭」と、山形県と山口県を勘違いされていまして、昨年は訪問団それぞれが地元の日本酒をお土産にお持ちしたところ、大変喜ばれました。

このようなエピソードもあり、今後、つや姫のみならず、県産酒や県産品の輸出にも積極的に推進すべきであり、それには本県においても、このたびのハワイ州との姉妹県州の盟約締結を契機として、もっとつながりを深められたらと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、「福」知事への期待についてお伺いいたします。

さきに申し上げましたハワイ州でのつや姫などの県産農産物のプロモーションが行われて十一年目になっております。ここまでのつながりに至ったのは、コロナ禍で中止された時期もありましたが、知事はじめ県議会の皆様が継続して訪問されたことや、ハワイ在住の県人会の皆様の御努力が実を結んだものであると思っております。

そのきっかけをつくっていただき、ハワイ州とのかけ橋になっていただいたのは、「やまがた特命観光・つや姫大使」として長年にわたり力強く御尽力いただきました、サスペンスドラマの帝王こと船越英一郎さんであります。

県産品の販路拡大や認知度の向上に向けたプロモーション、そして多くの交流において、ラジオ番組の中で紹介していただくなど、船越さんがいらっしゃることで、あっという間に会場があふれんばかりのお客さんに囲まれ、驚くばかりでした。

そんな日本を代表する俳優の船越英一郎さんから、四月二十三日に山形県「福」知事に御就任いただき、本当にうれしく思っております。まさにハッピーな「福」知事であり、山形愛にあふれる船越「福」知事におかれましては、本県の魅力を発信するユーチューバーとして県内の観光名所などを巡っていただき、御紹介いただけることに大きく期待しているところであります。

その第一弾として、五月二十八日に、山形県「福」知事就任編としてユーチューブに動画がアップされました。就任式においていただく道中にて、山形県とのこれまでのつながりや、「福」知事就任に対しての思い、山形県の魅力について語っていただいております。就任式の様子においても、船越英一郎さんの気さくであったかいお人柄が伝わってきます。ぜひ皆様からも御視聴いただきたいと思いますと思っております。

本県として、今後、船越「福」知事にどのような観光PRを行っていただくお考えか、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、洋上風力発電事業の進捗状況についてお伺いいたします。

昨年の三菱商事連合による、物価上昇などの事業性の悪化を理由とした秋田県沖及び千葉県沖の三海域での洋上風力発電事業からの撤退後、政府においては、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるため、事業環境整備の検討が進められているものと承知しております。

この件で私が特に注視しておりますのは、本県遊佐町沖の事業者に対し、どのような支援策が講じられるかであります。第二ラウンド四海域と遊佐町沖を含む第三ラウンド二海域、合わせて六海域の開発に携わる事業者は、インフレや資材価格の高騰、金利の上昇など、当初の想定を上回る今般の厳しい経済情勢の下で踏ん張られているところであり、何らかの支援が必要であることは明白であると認識しております。

また、昨今のイラン情勢を踏まえれば、石油依存による脆弱性から一刻も早く脱却するため、再生可能エネルギーの導入の必要性はますます高まっており、そうした点においても、六海域の事業者への支援は必要不可欠であると認識しております。

現在、政府において検討が進められている事業環境の整備について申し上げますと、具体的には、昨年九月定例会の予算特別委員会でも触れましたが、第二・第三ラウンドの六海域の事業に限り、脱炭素電源の新設等に要する固定費を、小売電気事業者等からの拠出金から長期にわたり支援する仕組みである「長期脱炭素電源オークション」への参加を認め、募集量の上限などの条件等の検討が進められているとお聞きしております。

先月二十七日に商工労働観光常任委員会での県内現地調査において、遊佐町沖の選定事業者である山形遊佐洋上風力合同会社の事業展開や地元発注についての調査が行われ、地元の議員として私も同席させていただきました。合同会社からは、事業内容や工事の工程、メンテナンスに至るまでのスケジュール等を大変丁寧に御説明をいただきました。

その際に、現在、鋭意進められております酒田港の基地港湾整備の状況について、当初の想定よりも後背地の地盤が軟弱であり追加工事が必要であること、また、SOLAS（ソーラス）に係る設備の整備などの追加工事費の負担をどうするかなど、今後、長期脱炭素電源オークションへの対応のための調整が必要であるとの説明でありました。

これは、長期脱炭素電源オークションが六海域の事業者間のコスト競争となってしまうと、確実に落札するためには、酒田港の使用に係る費用を含む遊佐町沖事業全体の費用を抑える努力が必要となってしまう、政府による事業環境の整備が実態に合った十分なものにならないおそれがあるということであり、これを聞いた常任委員会の各委員も驚きを隠せない状況でありました。

このような中、県としても、遊佐町沖事業が事業環境整備の施策をしっかりと活用した上で、当初の予定どおり着実に安定的に事業が進展し、大規模な脱炭素電源の開発とそれによる地域振興が進むよう、政府に対して機を捉えてもっと強く働きかけるべきではないでしょうか。

一方、酒田市沖の検討状況も大変気になるところでございます。重要港湾である酒田港を利用する船舶の安全な航路の設定に向けた調整、そして、滑走路延長の議論も視野に入れた庄内空港の空路に係る高さ制限など、風車の設置に対する制約条件があり、関係者間でどのように議論が深まっているのか、注視しているところであります。

また、これまで遊佐町沖事業者の住民説明会や酒田部会にも出席してまいりましたが、その中で、「事業者、国、県、市町がしっかりと連携して、よりよい事業になるように進めていただきたい」といった貴重な御意見もあり、住民の理解がさらに深まるよう、地域協調策・振興策の取組にも期待しているところであります。遊佐町沖洋上風力発電事業が遅滞なく進展し運用開始に至りますよう、大きく望むものであります。

そこで、遊佐町沖の現段階の進捗状況と酒田市沖の議論の状況について、環境エネルギー部長にお伺いいたします。

次に、広域防災拠点についてお伺いいたします。

日本は災害大国であり、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等、自然災害に見舞われてまいりました。本県におきましても、令和六年の豪雨災害により大きな被害を受け、復旧・復興支援に取り組んでいるところであり、全国的に見ても、風水害が激甚化していることに加え、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や南海トラフ地震等での甚大な被害が想定されており、大規模災害の発生が懸念されております。この状況を踏まえ、政府におきましては、十一月一日をめどに防災庁の設置に向けて準備が進められております。

私は、全国災害ボランティア議員連盟に所属しており、五月二十五日の研修で、防災庁の役割、防災局や防災大学の設置、強化すべき取組について、内閣府防災監の長橋和久様のレクチャーを受けてまいりました。長橋防災監は、平成十年から山形県企画調整部企画調整課長として本県において御尽力いただいたと伺っております。

さて、本県におきましては、令和八年三月に山形県地域防災計画を改定し、大規模災害発生時における応急対策活動の中核となる広域防災拠点が位置づけられました。消防庁の報告書によれば、「広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に一箇所ないし数箇所設置されるもの」と定義されており、近い将来発生が想定されている「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」では、岩手県の花巻空港、宮城県総合運動公園が「大規模な広域防災拠点」と位置づけられております。

災害が激甚化する中で、大規模な災害においては、広域かつ長期的な応急対策が必要となり、あらかじめその体制を確保しておくことは、私も重要だと考えております。

このたびの補正予算案において、山形空港周辺における広域防災拠点整備に関する経費が計上され、今後、整備に向けて迅速に進められるものと期待しているところであります。

広域防災拠点には、応援部隊の集結や物資供給、災害医療支援などが求められると思いますが、改めて、県が設置する広域防災拠点の役割や機能をどのように考え、どのように整備を進めていくのか、お伺いいたします。

また、このたびは山形空港周辺での広域防災拠点の整備についてでありますが、庄内地域における広域防災拠点はどのように整備するのでしょうか。能登半島地震においては、被災によって緊急輸送道路が寸断され、救助活動や物資輸送が滞る要因となりました。道路の寸断等が懸念される中では、庄内空港や酒田港も活用しながら広域防災拠点を整備することも重要だと考えておりますが、併せて防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、百億企業倍増推進事業についてお伺いいたします。

様々な分野において、人手不足や物価高騰、国際情勢による資材不足等により厳しい状況が続いている中、今年度の当初予算は二十五年ぶりに七千億円台となり、「生活経済対策・新生やまがた未来予算」と名づけられました。生活者や事業者が直面するこれらの課題に対応しつつ、ぜひ未来志向で新しい山形を築いていただきたいと考えております。

さて、本県の民営企業は三万四千六百四十六社で、そのうち三万四千五百九十三社が中小企業で、従業者数は全体三十万三千七百九十九人のうち、二十七万六千五百七十八人が中小企業に就業しております。

県内四地域それぞれの特徴を見ますと、村山地域は、民営事業所数が県全体の四八・七%を占め、県経済の中心となっております。最上地域は、農業、林業などの第一次産業の従事者割合が最も高くなっており、置賜地域は、製造業が地域全体の総生産の三二・七%を占め、情報通信機械器具が県内四地域で最大の出荷額になっており、庄内地域

は、電子部品・デバイス・電子回路が県内最大の出荷額となっております。このように、県内四地域には様々な特徴があり、今後大きく成長する可能性を秘めた企業が数多くあります。

こうした中、国におきましては、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行する上での正念場であるとし、売上高百億円を実現し、多くの付加価値を生み出すことを一つの方策に掲げ、昨年、経営者の挑戦や創意工夫を後押しする「百億宣言」事業を始動しております。それを受けて、このたび本県におきましても、年間売上げ百億円以上の企業を二倍以上に増やしていくといった大胆な施策に取り組んでおります。

ある企業の代表の方のお話では、百億円という目標は決して容易なものではないとのことですが、「改めて事業の方向性を見直すよい機会であり、新しい挑戦として取り組みたい」とおっしゃってございました。

県では、前途有望な企業に対してどのような支援と働きかけをされるのか、産業労働部長にお伺いをいたします。

次に、健康長寿日本一の実現に向けた取組についてお伺いいたします。

日本人の平均寿命は、厚生労働省の調査によると、二〇二四年の数値として、全国平均で男性が八十一・〇九年、女性八十七・一三年になっており、日本人の寿命は今後も延び、内閣府の調査によると、二〇五〇年には女性の平均寿命は九十年を超えると予測されております。

都道府県別に見ますと、男性の一位が滋賀県、二位が長野県、女性の一位が岡山県、二位が滋賀県となっております。都道府県間における差の原因の一つとして、生活習慣の違いがあると言われておりますが、滋賀県は、食塩摂取量や飲酒量の少なさ、日常的にスポーツをする人の数が全国トップレベルであります。

一方で、健康寿命は、厚生労働省の研究によれば、二〇二二年の数値として、全国平均で男性が七十二・五七年、女性が七十五・四五年であり、都道府県別に見ますと、男女ともに静岡県が一位で、二位は男性が石川県、女性が山口県となっております。本県は、男性が七十二・〇九年で三十五位、女性は七十五・二九年で三十四位となっております。

健康寿命をさらに延ばすには、栄養バランスの取れた食事や適度な運動、定期的な健康診断、そして社会とのつながりが重要ですが、それに加えて、幾つになっても人生はこれからだと思えるような、加齢をマイナスに捉えない生き方ができれば、本当に幸せなことだと思っております。

県民の皆様が元気に長生きできることが望まれますが、本県には、おいしい食材が豊富にあり、お米もお酒もおいしい土地柄であります。また、塩分の取り過ぎには気をつけたいところですが、「ラーメン県そば王国」でもありませんし、生産量全国トップのサクランボや様々なフルーツもあり、食欲を止められないのも実情です。

そんな幸せな地域に住む中で、健康長寿日本一の実現に向けた取組をどのように展開されるのか、健康福祉部長にお伺いをいたします。

次に、みちのくウエスラインの整備促進についてお伺いいたします。

みちのくウエスライン「石巻新庄道路・新庄酒田道路」は、日本海側の酒田市から新庄市、大崎市を経由し、太平洋側の石巻市を高規格道路でつなぐ東西横断道路であります。

令和七年九月定例会の知事説明において、『石巻新庄道路・新庄酒田道路』は、物流の大動脈として、また、救急救命活動や緊急物資の輸送など命の道としても極めて重要な道路である」と述べておられますし、産業・観光振興の面からも、早期の事業区間の供用開始、未着手区間への着手が求められております。

私にとって国道四十七号は通勤道路でもありますし、毎年石巻市で開催されておりました石巻・酒田間地域連携軸強化促進協議会に、国道四十七号を使い、往復七時間かけて出席しておりましたが、新庄酒田道路のうち新庄古口道路が開通したことで、安全性が高くなり移動時間の短縮につながっていると実感しております。

現在工事中の高屋道路は、道路本体やトンネル、橋梁などの整備が着実に進んでおり、また、高屋防災と戸沢立川道路につきましても、用地取得が進められていると伺っております。

そこでまず、みちのくウエスラインを構成し先行して整備が進む新庄酒田道路の進捗は、どのような状況になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、みちのくウエスライン全体の整備促進に向けては、昨年七月二十八日には、吉村知事と宮城県の村井知事を会長とする宮城・山形・四団体連合整備促進期成同盟会が設立され、八月八日には、財務省と国土交通省に、事業中区間の早期完成と早期事業着手など、早期整備に向けて要望活動が行われました。財務大臣からは、「必要な予算をしっかりと確保できるよう努める」との心強いコメントがあったと伺っております。

さきの令和七年十二月定例会では、佐藤文一議員がみちのくウエスラインの早期整備の促進について質問をされており、県土整備部長からは、「宮城県を含めた関係自治体や関係団体などと緊密に連携しながら、引き続き政府に対してしっかりと働きかけてまいります」との御答弁がありました。

みちのくウエスライン全体の整備促進に向け、本年度はどのように取り組まれるお考えか、県土整備部長に併せてお伺いをいたしまして、私からの代表質問といたします。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（田澤伸一議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） ただいま阿部ひとみ議員から私に二問御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一問目は、県政百五十周年に対する所感についてであります。

明治九年八月二十一日に成立した山形県の初代県令となった三島通庸は、県政運営の大きな志を持って、都市や道路の整備、産業振興に尽力しました。明治十一年に本県を訪れたイギリスの女性旅行家イザベラ・バードは、近代化した県都山形の町並みに感銘を受けるとともに、米沢盆地の眺望を「実り豊かに微笑する大地であり、東洋のアルカディア・桃源郷である」と称賛しております。

明治から戦前にかけては、サクランボの産地形成や、つや姫をはじめ多くの水稻品種のルーツとなる「亀ノ尾」の誕生等による稲作の進歩など、本県農業の礎が形づくられ、製造業では、近代産業の花形である繊維工業が各地で盛んになり、現在につながる鉄道網の急速な整備がこうした産業の発展を支えました。

第二次世界大戦の苦難の時期を経て、公選制による県政の時代となり、戦後復興・高度経済成長期から現在に至るまで、インフラ整備は着実に進展し、県内経済の成長を牽引する製造業や農業は飛躍的な発展を遂げました。また、社会福祉や教育など、県民生活を支える基盤の整備に加え、地域活性化や心豊かな生活に寄与するスポーツ・文化の振興が図られるとともに、姉妹県州をはじめ国際交流も拡大してまいりました。

かつて、元駐日米国大使のライシャワー博士は、山形を「山の向こうのもう一つの日本」「山形は将来の日本のあるべき姿である」と書きつづり、近代短歌の巨人斎藤茂吉は、雄大で美しい風景や故郷への思いを数々の歌に残しました。このたびのナショナルジオグラフィックによる本県の選出は、魅力ある観光地としてのみならず、二人が寄せた山形への深い思いのとおり、本県が真の豊かさを享受できる地域であると世界的に認められたものと感じております。

これまでの百五十年間の本県の発展は、多くの先人の皆様が幾多の困難に立ち向かい、本県の歴史や礎を築いてこられたことによるものであります。この節目の年に当たり、県民の皆様と共に、先人たちの功績を見詰め直し、本県の価値や魅力を再認識する機会としていくため、記念式典の開催や関連資料の展示、作文や絵画の募集、記念映像の制作など、各種の記念事業を実施することとしたところであります。多くの県民の皆様に記念事業に関わっていただき、本県の明るい未来の姿を展望する機会になることを期待しているところでです。

今後の県政運営に当たりましては、先人たちの功績や思いを胸に、人口減少を悲観的に受け止めることなく、常に変化を恐れず、たゆまない挑戦を続け、今後の二百周年、三百周年という将来に向けて、県民の皆様と共に新しい時代を切り開いてまいりたいと考えております。

二問目は、ハワイ州との姉妹県州の盟約締結を契機とした取組についてであります。

米国ハワイ州との交流は、つや姫の輸出を契機とした交流が、教育や文化、農業など様々な分野に広がっております。

昨年は、ハワイ州訪問の際に交流した短期大学の学生や教員の方々が来県して本県の食文化を体験されたほか、ハワイ州議会や農業関係者等が本県を訪れ、農業関係施設を視察するなど、双方向の交流につながっております。

また、教育分野では、県内の高校生が修学旅行でハワイ州を訪れ、現地高校生や県人会との交流を行っているほか、県内大学においてハワイ州内の大学等への短期留学を実施するなど、若い世代を中心とした交流も行われております。

加えて、昨年度トップセールスで訪問したハワイの旅行会社から、今年の秋に県内を巡る新たな旅行商品を造成いただくなど、観光分野でも交流の広がりが見られるところであります。

さらに、庄内町とホノルル市との間で姉妹都市の盟約が締結され、県内自治体との交流も進んできております。

本県にとってハワイ州との姉妹県州盟約の締結は、これまで築き上げたハワイ州との絆をさらに深めることはもちろん、つや姫をきっかけとした経済分野中心の交流に加え、教育や観光、住民同士の親善などへ交流の裾野をさらに広げる契機になるものと捉えており、本県の未来を担う人材の育成や地域経済の活性化の観点からも有意義なものと考えております。

本県とハワイ州との姉妹県州の盟約締結につきましては、ハワイ州関係者と協議・調整を進めてきた結果、教育や観光、文化、産業などの分野で交流を促進していくことを確認し、締結に関する基本的な合意に達しました。現在、七月下旬に締結調印を行えるよう具体的な交流内容などについて詳細を調整しているところであります。

県としましては、ハワイ山形県人会をはじめ、これまでの交流により本県を応援してくださっている方々との御縁を引き続き大切にしながら、ハワイ州との姉妹県州の盟約を礎として、これまでの交流の積み重ねを一層強固なものにしていきたいと考えております。

具体的には、つや姫をはじめ農産物の販路開拓といった経済分野に加え、ハワイ州の教育機関と連携する県内教育機関の拡大や交流内容の充実、これまで培った現地旅行会社等とのネットワークを生かしたインバウンド誘客の促進、さらには県内のイベントを活用したハワイ州の食文化等の魅力発信などに取り組んでいきたいと考えております。

このたびのハワイ州との姉妹県州の盟約締結を契機として、こうした様々な分野での交流を一層拡大することにより、多文化共生社会の実現、ひいては本県とハワイ州のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 庄司防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（庄司雅人君） 広域防災拠点についてお答え申し上げます。

近年、全国各地で災害が頻発・激甚化している中、県内外で大規模災害が発生した場合には、政府や自治体、関係機関等と連携し、円滑に応急対策活動や広域応援活動を実施していく必要があり、その体制を整備することが急務であります。

このため、県では、本年三月に地域防災計画を見直し、県内被災地における応急対策活動のための広域防災拠点と、他都道府県への広域応援のための広域防災拠点の設置を明記したところであり、その果たす役割と機能については、他県の事例等を参考に、一、応援部隊の被災地への進出拠点、二、応援部隊の指揮・宿営・燃料補給拠点、三、支援物資の受入れ・送り出し拠点、四、航空機や船舶による医療搬送・物資輸送拠点の四つの機能を担うこととしているところです。

このうち、他都道府県への広域応援のための広域防災拠点については、東日本大震災における運用実績があることや、県消防防災航空隊・警察航空隊、陸上自衛隊第六飛行隊の基地があることに加え、陸上自衛隊第六師団の拠点と近接していること、ＳＣＵ・航空搬送拠点臨時医療施設が整備されていること等を踏まえ、山形空港及びその周辺に設置する方針としております。

その整備に向けまして、今般、六月補正予算案に関連事業を計上し、有識者や専門家等による検討委員会を立ち上げ、外部コンサルタントの知見も生かしながら、必要な機能など基本的な考え方を改めて整理するとともに、具体の整備方針を検討していくこととしております。

他方、県内で大規模災害が発生した際の応急対策活動の中核的拠点となる広域防災拠点については、地域防災計画において、近隣の施設の機能を活用したネットワーク型の分散配置も可能とし、被災の状況に応じて、県内各地域にあらかじめ指定した候補施設の中から適切な施設を選定し、設置することとしております。

候補施設の指定につきましては、市町村や関係機関と協議・調整しながら、検討委員会の意見もお聴きして検討を進めたいと考えております。

庄内地域における広域防災拠点については、議員御指摘の庄内空港は、航空輸送機能に加えＳＣＵの機能を有していること、酒田港は本県海上輸送の拠点であることなどを踏まえ、候補施設となり得るものと考えており、今後しっかりと検討してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 相田環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（相田健一君） 洋上風力発電事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

海洋再エネ整備法に基づき、現在、政府の公募により選定された事業者により計画が進行中である本県遊佐町沖を含む六海域につきましては、一海域当たりの建設事業費が数千億円に上り、世界的な物価高騰等の影響を強く受けているとされております。

そのため、遊佐町沖につきましては、議員から御紹介のありました長期脱炭素電源オークション制度などにより十分な事業採算性が確保されるよう、施策提案を含め、関係省庁への働きかけを行っております。

また、遊佐町沖事業者からの基地港湾の整備等に関する御相談につきましては、公募時に公表した条件がありますことから、公募の公平性にも配慮しつつ、事業者と協議を行っていくこととしております。

現在、「有望区域」となっている酒田市沖につきましては、「促進区域」の指定に向けて課題の整理を進めてきたところであり、年度内の法定協議会の開催につなげていきたいと考えております。

酒田市沖の課題としましては、風車の設置について、酒田港を利用する大型クルーズ船等の航行や庄内空港を利用する航空機の運航に影響を及ぼすことのないようしながら、事業採算性を得られるだけの本数を確保できるよう、海域の中でのエリア分けを行う必要があります。

このため、航路につきましては、国土交通省港湾局から発出された風車と航路の離隔距離に関する事務連絡を踏まえ、海運関係者と航路として確保すべき範囲に関する協議を進めております。また、空路につきましても、滑走路を延長した場合でも支障が生じないよう、空港周辺の建造物等の高さ制限の範囲について検証を行っているところでございます。その上で、年内を目途に風車設置可能エリアを定めてまいります。

さらに、漁業者をはじめ地元の皆様の理解促進に向けては、先行する遊佐町沖において、地域協調策・振興策の具体化に向けた関係者間の協議が進んでおります。こうした動きを酒田市沖の漁業者、有識者等から成る漁業協調策等

検討会議等で共有することなどにより、さらなる理解促進に努め、具体的な協調策等を検討してまいりたいと考えております。

引き続き、地域と共生し環境と調和した洋上風力発電の円滑な導入に向け、政府の事業環境の整備の取組等を注視しながら、関係者間の調整に積極的かつ丁寧に取り組んでまいります。

○議長（田澤伸一議員） 城戸口健康福祉部長。

○健康福祉部長（城戸ロー子君） 健康長寿日本一の実現に向けた取組についてお答え申し上げます。

県では、県民が健康で幸せな生活を送ることができるよう、これまで様々な健康づくりの施策に取り組んでまいりました。約十年前と比較して、平均寿命は男性で一・四二年、女性で一・一年延びており、健康寿命は男性で〇・七五年、女性で一・〇二年延びております。

しかしながら、全国平均を下回っている状況にあるため、健康長寿日本一の実現を目指し、令和五年度に策定した「健康やまがた安心プラン」において、「平均寿命の延びを上回る健康寿命の延伸」を掲げ、これまで以上に市町村や関係団体・事業者と連携し、運動習慣の定着や食生活の改善に向けた取組を進めているところです。

まず、運動習慣の定着に向けては、県民参加の運動の機会を提供しており、例えば、ウォーキングWeb大会においては、令和五年度に一月当たり一千人未満だった参加者が、近年では二千人前後に増えております。また、市町村が実施する健康づくりの取組に参加することでポイントを獲得し、様々な特典を受けることができる「やまがた健康マイレージ事業」についても、参加者は年々増加し、令和七年度では一万五千人を超えております。今後も、さらなる運動習慣の定着に向け、取組を継続してまいります。

次に、食生活の改善に向けては、これまで県立米沢栄養大学や「やまがた健康づくり応援企業」と連携し、減塩や野菜摂取を呼びかけるキャンペーンを実施しておりますが、令和四年県民健康・栄養調査において、朝食欠食率が高いなどの若い世代に顕著な健康課題が明らかになったことから、今年度は、さらに、大学生のアイデアを取り入れた健康意欲向上に係る動画の作成や、地域資源を活用した高校生への食育を推進してまいります。

また、従業員の健康管理を経営的視点で捉える「健康経営」の取組をさらに促進するため、今年度新たに、県独自の基準による健康経営優良事業所の認定制度を設けることとしており、現在その制度設計を進めているところです。

県としては、県民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができるよう、家庭や職場などあらゆる生活の場における健康づくりの施策を推進してまいります。

○議長（田澤伸一議員） 遠藤産業労働部長。

○産業労働部長（遠藤和之君） 私からは、百億企業倍増推進事業についてお答え申し上げます。

県では、県内経済に様々な波及効果を生む年間売上げ百億円以上の企業を増やし、賃金の引上げや働きやすい就労環境の整備により、若者や女性から選ばれる魅力的な就業の場を創出し、本県経済の持続的な発展と成長を力強く進めるため、政府の施策と連動し、今年度から百億企業倍増推進事業を展開しております。

本事業では、やまがた産業支援機構に事業全体を統括する専門人材を配置するとともに、本県出身の大企業経営経験者三名より、企業の経営課題等に対し助言を行うアドバイザーとして参加いただき、企業の成長戦略の策定のほか、生産性向上や新事業創出などの企業の売上増加に資する政府の事業や県独自の補助、低利融資制度などの支援策を組み合わせながら、テラーメード型の支援を行うこととしております。

現在、百億企業を目指す契機となる「百億宣言」を表明している県内企業は三十九社となっております。県では、関係機関と連携し、これらの企業が年間売上げ百億円を着実に達成できるよう支援を行っていくほか、県内企業の成長意欲を醸成するため、六月に山形県百億企業創出シンポジウムを開催いたしました。経営者や支援機関から約百名の参加をいただき、参加者からは、「県の補助や融資制度を活用し、売上げ百億円を達成したい」「宣言に向けて社内検討を加速させたい」といった前向きな声をいただいたところです。

また、成長志向の経営者や後継者同士が経験や知見を共有し、刺激し合える関係の構築も重要であり、今後、経営者等が他社の取組や考えに触れ、気づきを得る機会を設けたいと考えております。

企業の成長過程におきましては、課題やその解決策はそれぞれ異なり、資金調達、組織強化、技術開発、販路拡大など多岐にわたるほか、取り巻く環境も絶えず変化しております。

県といたしましては、関係機関がオール山形で連携しながら、企業の経営課題を丁寧に把握し、成長段階や地域の実情に応じたきめ細かな支援を切れ目なく行うことで、売上げ百億円という意欲的な目標を掲げ、将来を見据えて果敢に挑戦する企業を強力に後押しし、本県産業の競争力の源泉である「企業の稼ぐ力」を一層高めてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 黒田観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（黒田あゆ美君） 私からは、「福」知事への期待についてお答えいたします。

県では、本県ゆかりの発信力のある方を起用したプロモーションを展開することで山形県の魅力を県内外に強力に

発信するため、幅広い年代で高い知名度があり、大きな発信力を持ち、以前から本県のPRに御尽力いただいていた船越英一郎氏に、去る四月二十三日、「幸福」の「福」の字の山形県「福」知事に御就任いただいたところです。

就任式後に行われた記者会見では、「山形愛は誰にも負けない自負があり、山形限定ユーチューバーになって広く魅力を発信していく」と意気込みを語ってくださいました。

「福」知事就任のニュースは様々なメディアで取り上げられ、広告換算値は二千五百万円相当となるなど、非常に大きなパブリシティ効果がありました。

先月二十八日には、就任式の様子をまとめた密着ドキュメント動画を第一弾として県公式ユーチューブ「やまがたChannel」にて公開したところ、公開から三週間で二十七万回視聴されるという大きな反響がありました。「これからもたくさんの山形のお勧めを船越さんに広めてほしい」といった応援メッセージが寄せられるなど、視聴者からの期待も大きいものと感じております。

また、今月十日には、第二弾として、旬のサクラamboを味わい、生産者等と触れ合う様子を収めた動画を公開したところです。

第三弾以降も、美食・美酒や温泉、祭りなどをテーマに県内各地を巡っていただき、県民にとっては当たり前でも、山形県への熱い思いを持つ船越「福」知事の視点で感じた地域の魅力について、より深く紹介していただく予定です。

さらに、交友のある後輩芸能人との共演など、幅広い層を引きつける企画や所属事務所が持つ広報媒体なども活用しながら、積極的なPRを展開することにより、山形ファン層の拡大に取り組んでまいります。

県としましては、船越「福」知事に、その名のとおり、県民に幸福をもたらしていただくような御活躍を期待しており、「福」知事による情報発信を通して、より一層多くの方に本県の魅力を知っていただき、県内へのさらなる観光誘客、ひいては交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○議長（田澤伸一議員） 永尾県土整備部長。

○県土整備部長（永尾慎一郎君） みちのくウエストラインの整備促進についてお答え申し上げます。

みちのくウエストラインは、人流・物流の大動脈として、暮らしや産業を支えるとともに、災害時には救急救命や物資輸送を担う「命の道」としても極めて重要な道路です。

そのうち、新庄酒田道路の進捗状況については、全長約五十キロメートルのうち、約五割が供用済み、約三割が事業中となっております。事業中の高屋道路では、難所であった高屋トンネルが昨年八月に貫通し、現在は前後の道路工事が進められております。また、高屋防災と戸沢立川道路では用地取得が進められているなど、順調に進捗しているものと考えております。

石巻新庄道路については、本年三月に、国、宮城・山形両県、沿線自治体による第一回「石巻新庄道路のあり方検討会」が開催されました。本検討会では、防災上特に多くの課題を抱えている県境部の中山平から瀬見の区間について、今後、その中から対策の優先度の高い区間を抽出するために、地域の声や利用実態などを踏まえた課題箇所の分析を進めていくことを確認したところです。

こうした中、先行して令和六年十二月に開通した新庄古口道路の整備効果が、今般、国土交通省より公表され、開通による交通事故の減少や、地域の基幹病院である県立新庄病院への搬送時間の短縮、防災機能の向上、さらには観光振興面での寄与など、最上全域において広範な整備効果が確認されました。

一部分のみの開通だけでもこのように様々な効果が現われていることから、みちのくウエストライン全線のネットワークの形成が、庄内・最上地域のみならず、県内全域、宮城県、さらには秋田県を含めた広いエリアに大きな波及効果をもたらすことが期待されます。こうした整備効果を一日も早く発現させるためには、政府による早期事業化への動きを後押しする、地域を挙げた取組が不可欠と考えております。

県としましては、昨年設立した両県知事を会長とする宮城・山形・四団体連合整備促進期成同盟会による中央要望を今年度も実施するなど、引き続き、関係自治体や関係団体と緊密に連携しながら、政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明二十日及び二十一日の二日間は休日のため休会とし、二十二日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 三十二分 散 会